

新規業者登録申請書の記載方法について

1 伊勢市競争入札参加資格審査申請書

この書類は、業者登録申請を行う全ての方が作成してください。

登録業種の数によらず、申請者に付き1部提出してください。

(1) 契約事業所情報

伊勢市と実際取引を行う営業所等の情報を記載してください。

① 業者ID

伊勢市が記載する欄ですので、申請者は記載しないでください。

② 契約事業所名（カナ）

カタカナで記載してください。商号等にカタカナを含む場合も必ず記載してください。

また、法人の種類を表す部分については、フリガナを記載する必要はありません。

〔記載例〕

イセセイサクショ

株式会社 伊勢製作所

③ 契約事業所名

法人の種類を表す部分を含め、正確に記載してください。

また、支店、営業所等で登録する場合であっても、商号等から記載してください。

〔記載例〕

株式会社 伊勢製作所 伊勢支店

④ 郵便番号

上記③の事業所における郵便番号を記載してください。

⑤ 住所

上記③の事業所における所在地を記載してください。

都道府県から記載し、ビル名等も記載してください。

⑥ 代表者役職名

上記③の事業所における代表者役職名を記載してください。

本社情報の場合は、「代表取締役」、「代表取締役社長」、「取締役社長」等の名称を正確に記載してください。

支店等の場合は、「支店長」、「支社長」、「所長」等の名称を正確に記載してください。

また、個人事業の場合は、「代表」と記載してください。

⑦ 代表者氏名（カナ）

上記③の事業所における代表者の方のフリガナをカタカナで記載してください。

⑧ 代表者氏名

上記③の事業所における代表者氏名を記載してください。

⑨ 電話番号

上記③の事業所における電話番号を市外局番から記載してください。

⑩ ファクシミリ番号

上記③の事業所におけるファクシミリ番号を市外局番から記載してください。

⑪ 電子メールアドレス

伊勢市から業務上の連絡を行う場合の電子メールアドレスを記載してください。

「大文字」と「小文字」や「数字」と「英字」の区別や、「-（ハイフン）」、「_（アンダーバー）」、「.（ドット）」等の記号の区別がはっきりと分かるように記載してください。

電子メールアドレスがない場合は、「aaa@aa.ne.jp」と記載してください。

(2) 本社情報

本社の情報を記載してください。

なお、「(1) 契約事業所情報」と同様であっても必ず記載してください。

⑫ 商号又は名称

本社の「商号又は名称」を、法人の種類を表す部分を含め、正確に記載してください。

⑬ 代表者役職名

代表者役職名を記載してください。

本社情報の場合は、「代表取締役」、「代表取締役社長」、「取締役社長」等の名称を正確に記載してください。

また、個人事業の場合は、「代表」と記載してください。

⑭ 代表者氏名（カナ）

代表者の方のフリガナをカタカナで記載してください。

⑮ 代表者氏名

代表者氏名を記載してください。

⑯ 電話番号

本社の電話番号を市外局番から記載してください。

⑰ ファクシミリ番号

本社のファクシミリ番号を市外局番から記載してください。

⑱ 郵便番号

郵便番号を記載してください。

⑲ 住所

本社の所在地を記載してください。

都道府県から記載し、ビル名等も記載してください。

なお、実際の所在地が登記の住所と異なる場合は、実際の所在地を記載してください。

(3) 申請事務担当者

当該申請に関して伊勢市から連絡をする場合の連絡先を記載してください。

行政書士に申請事務を依頼している場合も同様に記載してください。

⑳ 所属事業所名

申請事務担当者の方が所属する部署名等を記載してください。

㉑ 担当者氏名

申請事務担当の方の氏名を記載してください。

氏名の後ろに括弧書きでカタカナでフリガナを記載してください。

〔記載例〕

伊勢花子（イセハナコ）

㉑ 電話番号

申請事務担当者の所属する部署の電話番号を市外局番から記載してください。携帯電話番号でも構いません。

㉒ ファクシミリ番号

申請事務担当者の所属する部署のファクシミリ番号を市外局番から記載してください。

㉓ 電子メールアドレス

伊勢市から申請事務に関しての連絡を行う場合の電子メールアドレスを記載してください。

㉔ 行政書士名

行政書士の方の氏名を記載してください。

氏名の後ろに括弧書きでカタカナでフリガナを記載してください。

〔記載例〕

伊勢花子（イセハナコ）

㉕ 行政書士連絡先電話番号

行政書士の方に連絡を行う場合の電話番号を市外局番から記載してください。携帯電話番号でも構いません。

(4) 電子入札システムへの参加の有無

電子入札の対象となる方は、電子入札への参加の有無を記載してください。

〈電子入札の対象業種、地域区分〉

業種	地域区分
建設工事	「市内本店」 ※案件によっては「準市内」も対象
測量・調査・設計業務	・ 測量一般、建築一般 : 「市内本店」 ・ 土木関係建設コンサルタント、地質調査 : 「県内支店」
物品購入	原則「市内支店」 ※ただし、消防関係用品については「県内支店」
印刷	「市内支店」
役務の提供	原則「市内支店」 ※ただし、屋内清掃、警備、空調設備は「県内支店」

※電子入札の対象となっていない業種については、紙による入札を行います。

※案件によって、上記によらない場合があります。

2 使用印鑑届

入札（見積）書、契約書、請求書等、伊勢市との取引に使用する印鑑を届出てください。なお、受任者のある場合は、受任者が使用する印鑑となります。

届出者の押印は、実印とします。

※ 必ず提出前に控えとして写しを保管してください。

3 委任状

入札（見積）、契約、請求等の権限を本社等の主たる営業所以外の支店等に委任する場合に提出してください。

伊勢市内の支店等に委任する場合は、委任状とは別に「事業所確認書」「事業証明」「伊勢市所在の事業所の配置職員名簿」の提出が必要となります。

4 建設工事・測量コンサルタント関係業種登録申請書

建設工事、測量コンサルタントに登録を希望する場合に提出してください。

なお、登録には下表の許可等を得ていることが条件となり、許可等がない業種については登録できません。

【建設工事】

業種	必要な書類
建設工事	・ 経営事項審査結果通知書の写し ・ 登録を希望する業種の建設業許可証の写し

【測量コンサルタント】

業種	必要な書類	
測量コンサルタント	測量業	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録
	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録証の写し ※市内支店登録を希望する場合は、その支店での上記登録が必要
	建設コンサルタント	・ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録証の写し ・ 現況報告書副本の写し（直前 1 年分）
	地質調査	・ 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録証の写し ・ 現況報告書副本の写し（直前 1 年分）
	補償コンサルタント	・ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録証の写し ・ 現況報告書副本の写し（直前 1 年分）
	不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録証の写し
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 6 条による登録証の写し

5 物品・物件関係登録業種申請書

物品・物件関係に登録を希望する場合に提出してください。

登録できる業種の数、物品、物件のそれぞれで、大分類、中分類毎に最大 5 業種までです（大分類 5 業種 × 中分類 5 業種 = 25 業種）。なお、1 つの大分類で中分類を 5 つを超えて登録するこ

とも可能ですが、その合計数は 25 業種までとします。

下記については、資格証等の写しの提出が必要となります。

業種		資格証等名称
24-05	警備	・警備業認定証 ※認定証の提出がない場合は、この業種に 関しては登録ができません。

6 工事・測量等経歴書

「建設工事」、「測量コンサルタント」に登録を希望される方が、競争参加を希望する業種ごとに作成してください。

直前2年間の主な完成工事（業務）について記載し、下請工事（業務）については、「注文者」の欄に元請業者を記載し、「件名」の欄には、下請件名を記載してください。

※「請負代金の額」は、消費税込の金額を記載すること。

※「工事又は業務内容」は、内容を出来るだけ具体的に記載すること

7 物品・印刷・役務契約実績調書

「物品・印刷・役務」に登録を希望される方が提出してください。

直前2年間の官公庁との契約の主なものについて記載してください。

また、官公庁との実績がない場合は、民間との契約で特殊性、及び得意とする営業内容等で特記すべき実績を記載してください。 ※「請負代金の額」は、消費税込の金額を記載すること。

8 登記簿謄本又は身分証明書（申請日前3ヶ月以内の証明日のものに限る。）※複写可

登録業種の数に関わらず、申請者に付き1部提出してください。

法人：登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を各法務局の窓口で交付を受けたうえで提出してください。

個人：身分証明書を本籍地の市町村の窓口で交付を受けたうえで提出してください。

※ 各書類の交付申請方法については、各交付窓口へお問い合わせください。

9 財務諸表又は決算書

登録業種の数に関わらず、申請者に付き1部提出してください。

「建設工事」のみに登録を申請する場合は、この書類の提出は必要ありません。

なお、「測量コンサルタント」に登録を申請する方で、「土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント部門）」、「地質調査業務」及び「補償コンサルタント業務（補償コンサルタント各部門）」への登録を申請する方（国土交通省告示のこれら各業務に係る登録規定に基づく登録を行っている者に限る。）は、財務諸表又は決算書等の代わりに、「16 現況報告書副本」の写し（財務事項一覧表等含む。）を提出いただいても構いません。

法人：登録業種申請を行う日の直前1年分の財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」など）の写しを提出してください。

個人：〔所得税について青色申告者である場合〕

業者登録申請を行う日の直前1年分の所得税青色申告決算書における「貸借対照表」及び「損益計算書」（青色申告について簡易申告を行っている方は「損益計算書」のみで可）を提出してください。

〔所得税について白色申告者である場合〕

業者登録申請を行う日の直前1年分の当該事業に係る「収支計算書」を提出してください。

10 税に関する証明書（申請日前3ヶ月以内の証明日のものに限る。）※複写可

登録業種の数に関わらず、申請者に付き1部提出してください。

市税等の完納を証明する書類は、税金を支払った直後の場合、事務処理の都合上発行できない場合があります。支払い後、10日程度経過してからご取得ください。

税金を支払った直後に証明が必要な場合は、支払った際の領収書や、引き落とされた通帳を窓口にご持参ください。詳細は課税課税務係にお問合せ下さい。

国税に関する納税証明書も市税等と同様です。詳細は、所管の税務署にお問合せください。

市内本店 準市内	法人	①	（市税）完納を証明する書類
		②	（国税）法人税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の3）
		③	本社の代表者個人の市税等の完納を証明する書類
	個人	①	（国税）申告所得税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の2）
		②	代表者個人の市税等の完納を証明する書類
	市内支店	法人	①
②			（国税）法人税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の3）
個人		①	（国税）申告所得税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の2）
		②	代表者個人の市税等の完納を証明する書類
県内本店 県内支店 県外	法人		（国税）法人税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の3）
	個人		（国税）申告所得税と消費税及び地方消費税の完納証明 納税証明書（様式その3の2）

11 印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内の証明日のものに限る。）※複写可

登録業種の数に関わらず、申請者に付き1部提出してください。

法人：所管法務局の発行する印鑑証明書

個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書

12 建設業許可証 ※複写可

「建設工事」に登録を申請する場合は、申請を希望する業種において、建設業法第3条の規程による許可を受けていることを証明する許可証明書の写しを提出してください。

許可を得ていない業種に関しては、登録はできません。

13 経営事項審査結果通知書 ※複写可

「建設工事」に登録を申請する場合は、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）の経営事項審査結果通知書の写しを提出してください。

審査を受けていない業種については、登録はできません。

14 建退共加入履行証明書 ※複写可

建設業退職金共済組合に加入している場合は、その証明書の写しを提出してください。

15 測量コンサルタントに関する登録証 ※複写可

16 現況報告書副本 ※複写可

「測量コンサルタント」に登録を申請する場合は、申請をする業種において登録証等の写しを提出してください。

なお、「土木関係コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント」の各業種に登録を希望する場合は、現況報告書副本の写しもあわせて提出してください。

提出されない場合は、登録はできません。

※ 詳細については、「4 建設工事・測量コンサルタント関係業種登録申請書」の表【測量コンサルタント】を参照。

※本申請により伊勢市が取得する個人情報、本申請に基づく処理及び本市の入札契約事務のみに利用します。